

教育職員免許法等施行細則の改正について

1 改正の理由

平成29年11月17日付け教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令が公布され、平成31年4月1日に施行されることに伴い県施行細則の改正を行う。

平成27年12月21日付け中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受け、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくくり化を行うとともに、今般の学校現場を巡る状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、学生が修得すべき内容等を改めるものである。

2 改正の概要

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令に基づき、県施行細則に定める科目区分、科目名称、文言及びその他所要の改正を行う。

第4章 単位の修得区分の第8条から第16条まで

第5章 単位の修得方法の第17条から第23条まで、第23条の3、第26条、第27条から第28条まで

※高等学校の教科に関する科目の修得方法を規定する「第19条の2」を加える。

※養護教諭の養護又は教職に関する科目の修得方法を規定する「第28条の2」を削る。

第6章 出願方法の第31条、第31条の2、第33条の2

※改正内容の詳細は、別添新旧対照表のとおり

3 施行期日

平成31年4月1日